

兵庫県環境学習環境教育基本方針（概要版）

I 方針の基本的事項

1 方針策定の背景・趣旨

持続可能な環境適合型社会の実現に向けては、県民一人ひとりが、環境に関心を持ち、各々の責任と役割を理解し、環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動に率先して取り組むことが必要である。

兵庫県においては、これまで「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、県民等の環境保全の自主的な取組を促し、支援してきた。また、「新兵庫県環境基本計画」においては、環境学習・教育の推進を基本戦略の実現に向けた主要施策の一つに掲げ、県民の環境への意識と理解を深める様々な取組を推進してきた。

しかし今日、環境問題が複雑化、多様化し、その解決が一層困難になる中、環境に配慮した取組の拡大が求められるに至っている。加えて、成熟社会の到来を迎え、かつての自然と触れ合う、環境共生の暮らしの大切さが再認識されている。このため、多様な主体の参画と協働により、学校、企業、地域等、日常生活のあらゆる場面で環境学習・教育を更に積極的に展開することが求められている。

このため、兵庫県では平成 16 年 3 月に「今後の環境教育・環境学習の推進方策」について兵庫県環境審議会に諮問を行った。同審議会では、総合部会環境教育等検討小委員会における検討を基に平成 18 年 2 月答申を行った。「兵庫県環境学習環境教育基本方針」は、その答申内容を踏まえて策定したものである。

2 方針の性格

- (1) 「全県ビジョン推進方策」及び「新兵庫県環境基本計画」に示された環境学習・教育の基本的方向性を具体化し、兵庫ならではの特色ある環境学習・教育施策を県市町一体となって総合的かつ計画的に推進する運営指針としての役割を担っている。
- (2) 環境学習・教育の推進に向け、県民、事業者、行政等の多様な主体の参画と協働を促進するために、各主体が共有すべき理念、目標を示す一方、それぞれの役割や立場に応じた環境学習・教育への取組の在り方を示している。
- (3) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においてうたわれている地方公共団体の責務を本県が果たす上での指針としても位置づけている。
- (4) 県下各市町が推進法に基づき主体的な取組を進める上での参考指針としての役割も担っている。

3 方針の期間

本方針は、平成 27 年度（2015 年）までの概ね今後 10 年を展望して策定したものである。

なお、「V 環境学習・教育の推進方策」の項で示している取組は、原則として 5 年間（平成 22 年度（2010 年）まで）に展開していくものを取り上げている。

また、本方針は、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応できるよう、必要に応じ、適宜見直していくものとする。

図 方針の構成



Ⅱ 環境学習・教育をめぐるこれまでの取組

本答申は、環境学習・教育に関して過去になされた、リオ宣言等の国際的な宣言や条約を視野に入れて、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、同法基本方針、兵庫県における過去の取組等の内容を踏まえて検討したものである。

Ⅲ 兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況

1 兵庫県の環境に関する現況

- (1) 豊富な森林、数多くの河川、変化に富む美しい海岸など、多彩な自然環境と生物多様性を有するとともに、独自の文化と多様な魅力をもつ風土を保持している。
- (2) 全国8位の県内総生産を有する本県は、廃棄物の発生量が多く、また都市生活型公害等による環境負荷が発生している。
- (3) こうした中、「環境の保全と創造に関する条例」や「新兵庫県環境基本計画」の下で、本県の多様性を踏まえた環境施策の展開を図っている。

2 兵庫県の環境学習・教育の実施状況と課題

(1) 兵庫県における実施状況

① 事業実施状況

- (7) 現状 様々な分野における200を超える環境学習・教育事業の実施（兵庫県環境政策課調べ）
- (4) 課題 ①対象分野の偏り、②継続性・発展性の欠如

② 学校における実施状況

- (7) 現状 小・中・高等学校において各教科や総合的な学習の時間等における体験活動などによる様々な環境教育・学習の実施
- (4) 課題 ①環境を大切に思う心を育む教育を促進する仕組みの構築、②教員等を対象とした環境学習・教育の理念・意義、地域の環境課題に対する理解の促進

③ 環境学習・教育資源

- (7) 現状 県立施設などの環境学習・教育を実施可能な施設や、高度な知見を持つ研究機関等が多数存在。今後、エコハウス等の環境学習・教育拠点も整備予定。
- (4) 課題 ①施設間の連携を促す新たな仕組みの構築、②運営体制の整備による施設の機能強化、③関係施設・機関、研究機関等の知見の有効活用

④ 民間団体、環境関係団体の組成、活動状況

- (7) 現状 県内には環境学習・教育を行う民間団体が多数存在（全国的に著名な組織も存在）
- (4) 課題 ①地域を越えた連携や団体同士の連携の促進
②県内の著名な団体・機関の成果を県内の環境学習・教育に生かせる環境づくり

⑤ 環境学習・教育指導者の資格・制度状況

- (7) 現状 県内各地での各種指導者養成講座の実施
- (4) 課題 ①講座修了者の活動の場の確保、②プロデューサー、コーディネーター、ファシリテーター養成講座の実施

(2) 先進的な取組事例

既に県内では、次のような意欲的かつ先進的な取組が実施されている。

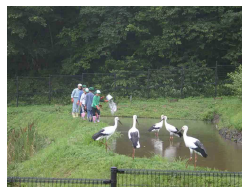
① 地域での取組例①（「ひょうごの森・川・海再生プラン」）

- ・森・川・海の再生に係る施策・事業を総合的に推進し、県民の参画と協働の下、流域ぐるみで特色ある取組として森・川・海をフィールドとした体験・交流型環境学習・教育を実施している。（写真右「エコ炭銀行」の取組）



② 地域での取組例②（「コウノトリ野生復帰推進事業」）

- ・県立コウノトリの郷公園（豊岡市）及びその周辺では、住民、団体、学識者、行政等で構成する「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」が中心となって、コウノトリを核とした環境学習・教育が、普及啓発の一環として展開されている。（写真右「飼育体験の様式」）



③ 地域での取組例③（「夢プログラム」）

- ・県立有馬富士公園では、「夢プログラム」という名称の下、県民自らが公園内を舞台に、自然体験、生物生息調査、里山・棚田管理等のプログラムを企画・運営、実施し、子どもたち等に体験型環境学習・教育の貴重な機会を提供している。（写真右「水辺の生き物観察会の様子」）



④ 学校での取組例（「海・川・森」環境教育推進プロジェクト等）

- ・海・川・森・学校林の環境教育実践推進校を指定し、環境学習・教育の充実を図っているほか、実践的な環境学習・教育を進める学校を表彰するグリーンスクール表彰制度を創設し、学校の意欲的な環境学習・教育の取組を促進している。（写真右「水質調査の様子」）



⑤ 民間団体による取組例（NPO法人子ども環境活動支援協会（LEAF）の活動）

- ・LEAFでは、西宮市と連携し、小学生全員にエコカードを配布する「2011年地球ウォッチングクラブにしのみや」や小学校6年間での一貫した環境学習・教育支援プログラムの開発など様々な事業を実施している。（写真右「風で電気をおこす体験授業の様式」）



(3) 兵庫県における環境学習・教育の課題

本県における環境学習・教育の課題は、次の3点にまとめられる。

① 行動に結びつく質の高い環境学習・教育の実施（ライフスタイルの変革）

- ・発達段階に応じ、学習のねらいを明確にした総合的・体系的なカリキュラムを作成し、「動機づけ→体系的学習（知識・技術の総合的な習得）→実践行動→新たな動機づけ」という継続的プロセスを通して、様々な分野からなる環境問題の理解と実際の行動（ライフスタイルの変革）に結びつける環境学習・教育の推進が必要である。

② 環境学習・教育参加者の増加（裾野の拡大）

- ・環境問題への認識の有無で環境学習・教育への関心が二極化しつつあるため、環境問題に興味を持ち、理解し、環境に配慮した活動を行う県民の増加、裾野拡大が必要である。

③ 環境学習・教育の実施主体間の連携の促進（パートナーシップの促進）

- ・質の高い環境学習・教育の実現には、モデル的な団体が有する優れた知見・経験を有効に活用し、学校・民間団体・行政・地域・企業等の各主体間の連携の促進が必要である。

IV 環境学習・教育の在り方

本県では次の基本方向の下、本県の特性を生かした環境学習・教育を推進する。それにより、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」ことで、環境を大切に思う価値観を持ち、環境保全・再生に向け積極的に行動する、ひょうごエコ・プレーヤーの創出を図る。

1 推進にあたっての基本的考え方

原則1 「こころ」を育み、「自然」、「暮らし」、「社会」を総合的に学ぶ環境学習・教育の推進

- ・本県では、「体験」、「発見」を中心とする環境学習・教育により、環境を大切に思う「価値観」、「こころ」を育み、環境保全・再生に向けた行動を促す学習・教育を第一に進める。
- ・そのために、森・川・海の再生等を題材に「自然」を理解し、エコライフスタイルを実践する「暮らしの知恵」を学ぶとともに、環境と「社会」の関係を知るようにする。
- ・これらの体験を通して、総合的に学べるような取組を推進していく。

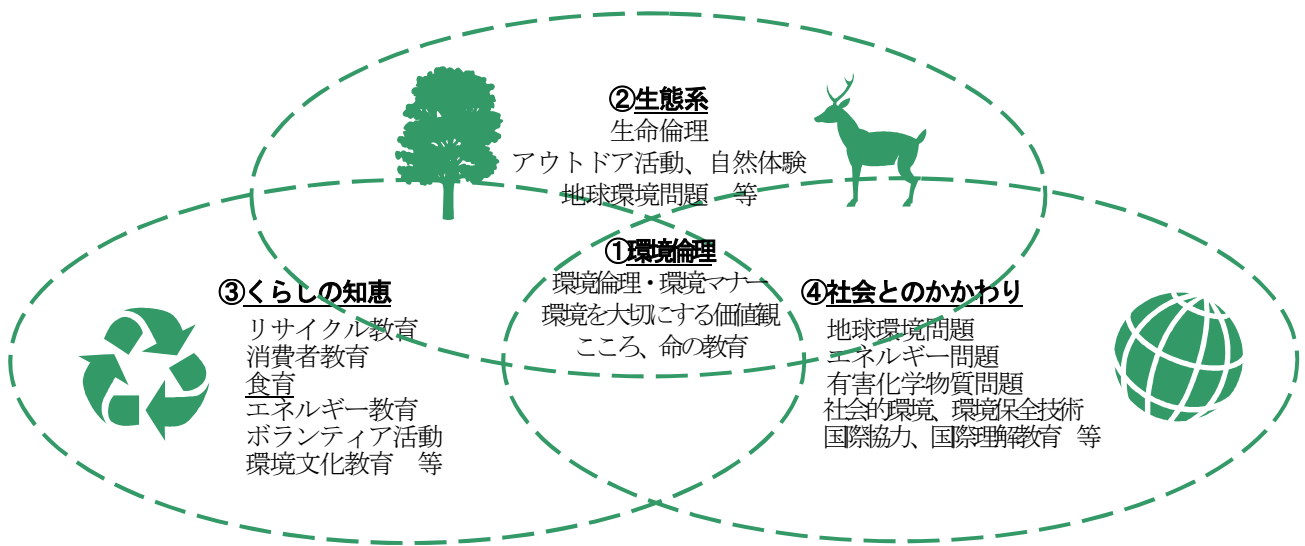


図 環境学習・教育の内容範囲

原則2 自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境教育・学習プロセスの推進

- ・本県では「発見」「体験」をキーワードとした環境学習・教育をすべての分野、段階で推進し、環境を五感で学べるようにすることで、学習から実践、実践から学習へと自律的に発展するサイクルを構築していく。
- ・このため、県民だれもが自らの意志に基づき学習内容、方法を自由に選び、学ぶことのできるよう、現場体験—基礎的学習—発展的学習—行動学習の継続的プロセスからなる仕組みの確立を図る。
- ・各段階での学習・体験を経て学び手が環境保全・創造に向け積極的に行動する人、ひょうごエコ・プレーヤーへとスパイラル・アップ（らせん状発展）するよう支援を行う。

受動的体験（気づき、動機づけ）

主体的実践

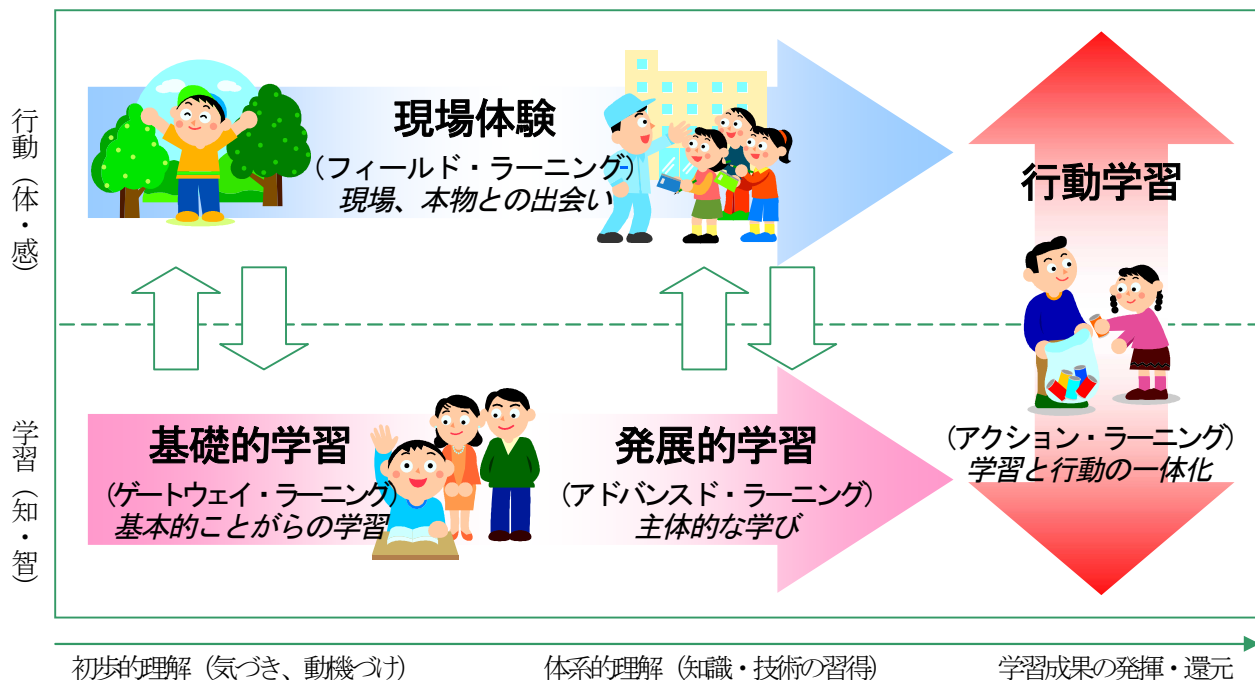


図 環境学習・教育のプロセス

原則3 本県の特徴を踏まえた環境学習・教育の推進

- ・本県では地域の自然・風土を生かした環境学習・教育モデルの創出を県民の参画と協働の下に推進する。
- ・環境学習・教育事業の実施にあたっては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえるとともに、本県内に立地する国際的機関の有効活用を図る。

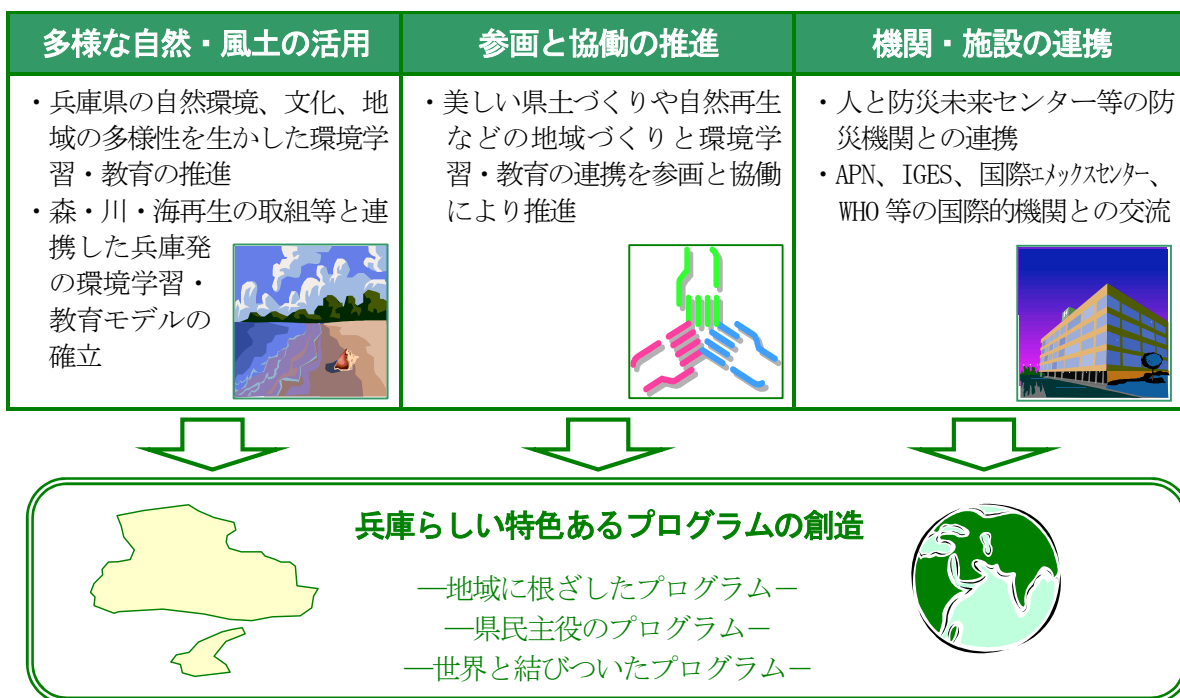


図 本県の特徴を踏まえた環境学習・教育の考え方

2 各主体における環境学習・教育の推進

環境学習・教育の実施主体ごとの位置づけと期待される役割は、次のとおりである。

実施主体		期待される役割
学校・教育機関 大学・研究機関		<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒に対する環境学習・教育の実施主体 ・新たな学習・教育方法の研究及び環境学習・教育に係る専門的人材の養成
地域団体 (民間団体)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域における環境学習・教育で中心的な役割を果たす実施主体(地縁団体、NPO/NGO等で構成) ・自らが有する知見、行動力を活用し学校や企業の取組を支援
中間支援組織		<ul style="list-style-type: none"> ・県民、地域団体間、県民、地域団体等と行政の間のつなぎ手 ・地域団体等に対し情報提供、コーディネートを行い、多様な主体の交流・連携を支援
行政 (県、市町)		<ul style="list-style-type: none"> ・県：環境学習・教育の実施主体であり必要な支援を実施する推進主体 ・市町：推進法等を参考としつつ独自に環境学習・教育を支援(必要に応じ自ら実施主体)
企業・事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・環境と経済の好循環社会の経済主体として、事業活動の内外で環境学習・教育を実施 ・地域の環境学習・教育の支援や環境保全活動への参加、生活者・消費者の意識啓発

3 ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

ライフステージに応じた環境学習・教育を受け、ライフサイクルを通じたエコライフスタイルを実践することが期待される。

発達段階		基本的考え方
幼児期 小学生低学年		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における、‘もったいない’の精神の涵養や、環境に配慮した生活習慣の確立 ・日常生活の中の原体験を通じて、自然の希少性、神秘性や、生命や環境の大切さを体感
小学生高学年 中学生		<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に対する意識の醸成や環境マナーの浸透 ・環境に配慮した消費者倫理の涵養と環境に配慮した行動の促進 ・科学的理解を踏まえた知識の習得 ・歴史や地域文化・伝承から未来に向けて行動すべき方向を学習
高校生		<ul style="list-style-type: none"> ・論理的かつ科学的な学習 ・地球環境問題の理論的な把握 ・積極的な地域の環境保全活動への参加 ・環境保全活動への参加による公共心の醸成、環境倫理の理論学習
大学生		<ul style="list-style-type: none"> ・専門教育・ボランティア体験、フィールドワーク、インターンシップ、国際協力・交流活動等を通じた学習 ・新しいライフスタイルとしてのエコライフの創造 ・幅広い専門的知識を習得した指導者・教育者の育成
社会人世代		<ul style="list-style-type: none"> ・率先垂範してリサイクル、省エネ等に配慮した生活の実践 ・家族ぐるみでのエコライフスタイルの実現 ・地域の環境保全・創造活動への積極的な参画 ・職場における環境配慮の取組への率先して参画
シニア世代		<ul style="list-style-type: none"> ・節約の精神や環境との共生に配慮した暮らしの知恵、地域美化活動の習慣等の子や孫などに伝授 ・地域の環境保全活動を指導者としてリード ・地域の自然環境や景観の保全・継承の重要性を次世代に教育

V 環境学習・教育の推進方策

1 推進にあたっての基本目標

次の基本目標の下、県民各自が主体的、自主的に学ぶことのできる学習・教育システムの仕組みの構築を目指す。

(1) 「だれもが、どこでも、いつでも学べる仕組みづくりー参加者の拡大ー」

- ・だれもが日常生活の中で気軽に環境について学べるよう、環境学習・教育の場づくり、環境学習・教育機会の拡大に努め、エコライフスタイルの裾野拡大を図る。



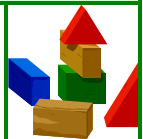
(2) 「五感（触れる、見る、聞く、嗅ぐ、味わう）で学ぶ場づくりー拠点の形成ー」

- ・五感に基づき環境の大切さを体感できるように、森、川、海の様々な空間において各種施設を活用し、体験型学習が可能な環境学習・教育の場づくりに努める。



(3) 「学びの資源づくりー学習基盤の形成ー」

- ・環境学習・教育に係る県内共通の基盤づくりを促進し、地域資源のネットワーク化を実現することで、県内関係機関の優れた知見・経験等の有効活用を努める。



(4) 「学びから実践へ、実践から学びへの環づくりー学習と実践の一体化ー」

- ・環境の大切さに気づき、エコライフスタイルの実践へとつなげることができるよう、環境学習・教育と環境保全等の実践活動を一体的に推進していく。



2 具体的な推進方策

本県では、上記の基本目標の下、体験型環境学習・教育の機会を県民に幅広く提供するとともに、必要な基盤の整備と実施主体への支援を図ることで、環境学習・教育を推進していくべきである。

(1) 体験型環境学習・教育機会の幅広い提供

① 森・川・海の再生をテーマとした体験型環境学習・教育の推進

- ・森・川・海をフィールドにした体験・交流型の環境学習・教育を一層推進していく。

② 地球温暖化対策としての体験型環境学習・教育の推進

- ・播磨科学公園都市に整備予定のエコハウスを活用し、身近に実践できる温暖化対策や最新の地球温暖化防止技術に関する学習体験の機会を提供する。

③ 県民運動等と連携した事業の実施

- ・県民の行動への動機づけを図るため、環境美化活動、リサイクルなどの実践活動と連動した環境学習・教育事業を実施し、エコライフスタイルの浸透、裾野拡大を図る。

④ 美しい県土づくり、ふるさとづくり等と一体となった体験型環境学習・教育の推進

- ・県民の参画と協働の下、自然空間等の管理の取組や里山林等での農林業体験、農山村との地域間交流、地域風土・文化の保全・継承活動等と一体化して環境学習・教育を進める。

⑤ 学校における体験型環境学習・教育の推進・支援

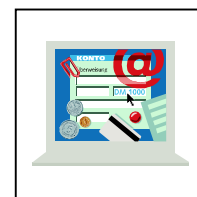
- ・小・中・高等学校における地域での体験型環境学習・教育の推進に向け、地域の団体・個

人がつなぎ手として活動し、地域全体でその取組を支援する。

(2) 環境学習・教育を支える基盤の構築

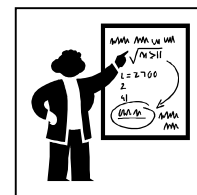
① 情報の収集・提供

- ・環境学習・教育に関する基礎的な知識や国内外の先進事例等の情報をデータベース化、アーカイブ化する。
- ・体験型環境学習・教育の実施状況について体系的な情報提供を行う。
- ・地域での環境学習・教育を具体的に推進する上で参考となるモデル・プログラムを作成し、学校、地域団体、関係機関等に広く頒布する。



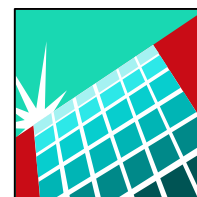
② 環境学習・教育をリードする人材の育成・登録・派遣

- ・地域において体験的環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った環境学習・教育指導者（プロデューサー）や学校・地域と団体・施設等をつなぐコーディネーター、ファシリテーター等の人材育成を推進する。
- ・人材育成プログラムの修了者等の有効活用を図るために、人材登録制度の創設を図り、環境学習・教育を支える多様な人材の結集・ネットワーク化を図る。
- ・環境学習・教育を実施しようとする団体・組織等に対し、登録者の中から適切な人材をあっせん・派遣し、学習・教育内容の充実に貢献するとともに、登録者に実践の機会提供を図る。



③ 環境学習・教育拠点施設の整備・充実

- ・県内の野外施設、社会教育施設等を、特定の環境課題について学べる体験型環境学習・教育施設として位置づけ、その整備・充実を図る。
- ・これらの体験型施設間の連携を図るとともに、それら施設群と知的インフラ機関（国際的機関等）やエコ・プレーヤーを結び、つなぐ、新たなネットワークの形成を推進する。
- ・このため、環境学習・教育の総合的推進に係る中核拠点機能の構築を図り、当該機能として、各主体内、主体間を結ぶネットワークの形成を図るとともに、各主体のニーズに沿って情報発信、人材派遣、プログラム開発、専門相談等、必要な支援の総合的な実施を図る。



④ 環境学習・教育プログラムの開発・実施

- ・施設、行政、教育・研究機関等の協働により、体験型環境学習・教育施設等で活用する環境学習・教育プログラム・パッケージの開発・実施に努めます。

(ア) 特色ある環境学習・教育事業の開発、実施

- ・環境学習・教育と防災教育との連携や学際的な環境学習・教育カリキュラムの開発など、兵庫ならではの特色ある施策の展開を行う。



(イ) 海外との連携・交流

- ・国際的機関との連携の下、海外との連携・交流を進め、国際的な視点をもつ特色ある環境学習・教育の推進を図る。
- ・このため、各国際的機関の活動・研究成果の地域における環境学習・教育への‘還元’を促す仕組みづくりを進める。
- ・内外の教育機関、国際機関、博物館、NPO/NGO等の連携の下、青少年の国際的な体験交流や研究発表の機会提供に努める。

(3) 実践活動を促す総合的支援策の充実

① 相談体制の整備—ワンストップ相談窓口の設置—

- ・ワンストップ相談窓口を設置し、各種の助言・情報提供等や、環境学習・教育カリキュラムの内容や環境学習・教育事業のアレンジ、人材等のコーディネートを実施する。

② 各主体への活動支援

(ア) 学校（幼稚園—小・中・高等学校—大学）

- ・民間団体・企業等外部の環境学習・教育資源と学校との連携や、児童・生徒、教員に対する体験型環境学習・教育の機会提供などを促進する。

(イ) 民間団体（地域団体）

- ・環境学習・教育を行う民間団体等の設立支援、運営相談や活動支援ファンド等に関する情報提供、団体間、個人間の連携・マッチング支援などを行う。

(ウ) 企業・事業者

- ・環境学習・教育へのインセンティブづくり、活躍の場の紹介、地域との連携の場づくり、中小企業へのカリキュラム作成支援等を実施する。

(エ) 県民、地域

- ・環境学習・教育に資する地域での環境保全活動や、エコツーリズム等の地域活性化の取組、子どもたちが自然と触れ合う場の提供などについて支援を行う。

VI 総合的な推進体制の構築

1 支援・推進体制の整備

- ・地域の人材・資源の結集を図り、総合的な支援・推進体制の構築を図る。
- ・行政と民間団体、企業・事業者間の相互支援など、多様な主体間の連携を推進する。
- ・行政内部における関係部局間の連携をこれまで以上に密にしていく。
- ・環境学習・教育と環境美化活動等の県民運動の連携、一体的な展開を図る。

2 主体間での適切な役割分担の実施

- ・行政、中間支援組織、地域団体（地縁団体、NPO/NGO等）は、それぞれの特性に応じて適切な役割分担を果たすことが求められる。
- ・行政の役割としては、①総合的・体系的な環境教育・学習メニューの提示、②情報収集・提供、人材交流を目的としたプラットフォームの構築、③施設・設備の提供、④裾野拡大に向けた普及啓発活動の推進等が期待される。
- ・中間支援組織には、①情報提供や人材・資源のマッチング、カウンセリングを実施する総合機関、②人材育成・プログラム開発等における専門的なサービスの提供機関、③様々な交流の場における媒介者（インターメディアリー）としての役割が求められる。
- ・地域団体は、地域に根ざした取組を推進する実施主体として期待され、学校・家庭・企業等の間で地域ネットワークを構築する際の結節点として重要な役割を果たす。

3 評価・検証の実施

- ・支援施策の着実な推進を図るには、評価指標の導入等により、客観的な評価・検証の仕組みの構築が課題となる。
- ・評価にあたっては、情報開示を積極的に進めるとともに、参画型の評価を導入し、県民の意見が評価に確実に反映されるように努める。